

平成 22 年度 第 3 回 長野県環境影響評価技術委員会 会議録 (案)

1 日 時 平成 23 年 (2011 年) 2 月 17 日 (木) 13:30~15:30

2 場 所 長野県庁西庁舎 111 号会議室

3 内 容 ○ 議事

- (1) 上伊那広域連合新ごみ中間処理施設建設に係る環境影響評価方法書について
- (2) その他

4 出席委員 (五十音順)

梅 崎 健 夫
大 塚 孝 一
小 澤 秀 明
片 谷 教 孝
亀 山 章 (委員長)
陸 齊
佐 藤 利 幸
塩 田 正 純
鈴 木 啓 助
富 樫 均
花 里 孝 幸 (委員長職務代理者)

5 欠席委員 (五十音順)

中 村 寛 志
中 村 雅 彦
野見山 哲 生

平成 23 年 3 月 11 日

長野県環境影響評価技術委員会委員長

____ 亀 山 章 印

1 開 会

○事務局（長野県環境部自然保護課 宮坂）

ただいまから、長野県環境影響評価条例に基づく平成 22 年度第 3 回長野県環境影響評価技術委員会を開催いたします。

私は、本日の司会を務めます事務局の長野県環境部自然保護課の宮坂俊一と申します。どうぞよろしく願います。

議事に入る前に本日の欠席委員の報告を申し上げます。

中村寛志委員、中村雅彦委員並びに野見山哲生委員から都合よりご欠席というご報告を頂戴しております。

2 会議成立の報告

技術委員会の委員 14 名に対しまして、現在 11 名の委員に御出席をいただいております、過半数の委員の御出席がありますので、条例第 37 条第 2 項の規定によりこの会議が成立していることを御報告申し上げます。

この会議は公開で行われ、会議録も公表されます。会議録が作成されるまでの間は音声そのものが長野県のホームページで公開されることとなりますので御承知おきを願います。ホームページでの音声の公開、並びに会議録の作成に御協力いただくため、ご発言の前にはご面倒でもその都度お名前をおっしゃってくださいますようお願いいたします。

それでは、条例第 37 条第 1 項の規定により、委員長が議長を務めることとなっておりますので、亀山委員長にごあいさつをいただき、議事の進行をお願いいたします。

○亀山委員長

皆様年度末のお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。ごみ処理施設は地域にとりまして非常に大事な環境の問題となっておりますので、慎重なご議論をいただきたいと思います。

それでは早速始めさせていただきます。

最初に資料の確認をしたいのと同じ番号の資料がありますので、番号をふりたいと思いますがよろしいでしょうか。

○事務局（自然保護課 村田）

事務局の自然保護課環境審査係長の村田博です。よろしく願います。それでは資料の確認をお願いしたいと思います。次第の付いている資料の他に、資料 3 と書かれている資料がいくつかございます。地上気象調査地点の状況を資料 3-1 とし、風配図を資料 3-2 に、ボーリング調査・地下水位調査地点を資料 3-3、地形・地質を資料 3-4、日本の活断層を 3-5、種の保存法に指定されている鳥類営巣の調査範囲を資料 3-6、動植物調査範囲図を資料 3-7、一般種リスト（動植物）を資料 3-8 というように、枝番をよろしく願います。

資料 1、2、4 は一括綴じたものになっています。

まず、前回までの会議の開催状況について簡単な説明をさせていただきます。

本事業の方法書の審査に係る会議は、昨年 12 月 22 日に長野県伊那合同庁舎で第 1 回技術委員会会

議が開催され、事業概要と方法書の内容について事業者から説明を受けた後、事業予定地の「伊那市富県天伯水源付近及びその周辺部の現地調査を行っていただきました。

1月7日に第2回の会議が県庁において開催され、方法書への意見に対する事業者の見解について説明を受け、それに関して御質疑いただくとともに、方法書全体について委員の皆様から様々な御意見をいただいたところでございます。

本日も引き続き、方法書の御審議をお願いいたします。

引続き、方法書についての審議をお願いするところでございます。

資料ですけれども、

資料1は、「方法書についての伊那市長からの要望」でございます。

資料2は、「第2回技術委員会での委員意見と事業者の見解要旨」でございます。

資料3は、資料2の説明資料でございます。

資料4は、「方法書についての技術委員会意見等集約表（案）」でございます。

委員の皆様からの御意見を「技術委員会意見（案）」としてまとめたものでございます。

資料等の説明は以上でございます。

3 議事（1）

○亀山委員長

それでは議事に入らせていただきます。資料1につきまして、事務局から説明をお願いします。

○事務局（自然保護課 村田）

資料1につきましては、条例に基づき関係市である伊那市長へ環境保全の見地から意見照会したところ、特に異議はないとのことでございますが、要望が寄せられております。内容については、準備書の作成にあたってはデータを示す等により解り易い説明と情報の公開に努められたい。とのことで、事業者側も解り易い説明や情報の公開に努める。との見解をいただいております。

資料1については以上でございます。

○亀山委員長

これにつきまして何かご質問等ございましたらお願いします。

それでは続いて資料2について事業者から説明をお願いします。

○事業者（上伊那広域連合 新谷）

上伊那広域連合の新谷でございます。よろしくをお願いいたします。私の方から資料2の事業者の見解をご説明申し上げたいと思います。資料2と資料3の両方を用いまして説明させていただきます。

なお、資料2の事業者の見解の欄の【第2回会議での回答】と記載してありますものにつきましては既に説明済みでありますので、説明は省略させていただきます。

それでは資料2の1番の事業計画についてでございますが、梅崎委員より事業計画について1日149トン処理する収支は。1日当たりの主灰の溶融スラグ、飛灰の埋立量、排ガス量はどのくらいになるのか。また、運搬はトラック何台程度となるのか。というご意見についてですが、ごみ収集車は約59台、一般家庭からの直接搬入車約66台、事業系の搬入車約35台で、合計しまして現段階では約160台を想定しております。

1日当たりの主灰、飛灰、排ガス量でございますが、処理方式やごみ質等によって違いがありますが、2炉運転の状態でも有効利用する溶融スラグは10～11トン、埋め立て処理する飛灰の量は4～5トン、排ガスは95万m³と考えていますが、実際には1炉運転の日や全炉休止の日もありますので、1日の平均排出量は、これより少ないこととなります。

次に資料2の3番、地域の概況における選定理由について富樫委員からの追加ご意見でございます。①～⑤におけます誤字及び表現の修正については、準備書作成時に修正を行ってまいります。

資料2の4番大気質について片谷委員より、マスコンモデルの入力データにふさわしい設定となっているか確認できる資料をとというご意見について、資料3-1「地上気象調査地点の状況」をご覧いただきたいと思っております。1頁の①の対象事業実施区域の最終候補地は、第1回の現地調査でご確認いただいておりますので、その他の周辺7地点について、2頁から記載してあります写真でご確認をお願いしたいと思います。なお、印は場所を示すものでありまして、実際の高さはこのとおりではなく、調査位置は今後施設管理者と協議しまして、支障とならない場所としていきたいと考えております。

資料2の5番大気質について鈴木委員より、現地地点への気象観測所移転前の風配図の資料を用意とのことですが、資料3-2「風配図」をご覧いただきたいと思っております。風配図の2頁の図2ですが、気象観測所移設前の平成14年から平成18年までの5年間の風向別出現頻度等を記載してございます。3頁の移設後の風配図とほぼ同じく北北東と南南西の風が主方向となっている状況でございます。

資料2の12番大気質について片谷委員より、評価の基準として環境基準を下回っているというだけでなく、現況を悪化させないという観点を重視した評価としていただきたいというご意見でございますが、環境保全目標は、大気汚染に係る環境基準を基準としますが、現況を十分把握した上で、現在の環境を大きく悪化させないという観点からも評価してまいります。

○コンサルタント（日本気象協会 木村）

日本気象協会の木村と申します。よろしくお願いたします。

資料2の14番の低周波音に関しまして塩田委員からのご意見でございます。

まず①番として、低周波音も音なので、騒音予測と同じく定量的に予測できる。発生源データを自ら調査し、機種が限定できないのなら幅のある予測結果でよい。とのご意見でございます。これに関しまして、低周波騒音は誘引通風機やタービン排気復水器などの回転数制御機器において特定の回転数で運転した時にダクト等との共振が発生したり、大型の建築用換気ファンなどのサージングによって発生すると考えております。このような騒音は機器単体で発生するものとは性質の異なるものであり、現段階で機器メーカーからデータを提出させても予測に活かすことは困難ですので、方法書に記載しましたように、類似施設周辺における実測データを用いて定性的に予測したいと考えております。なお、実施設計時には低周波騒音が発生しないよう万全の対策を講じることとします。

次に②番でございます。施設からの低周波音、車からの低周波音の違いがわかるので、沿道地点においても低周波音を測定したらどうか。というご意見でございます。これにつきましては、道路沿道（高架道路や高架橋は除きますが）では、走行車両が問題となるような低周波音は発生しないため、影響要因として取り上げませんでしたが、道路交通騒音・振動調査地点に近い押出公民館の屋外と屋内で測定を行うこととします。なお、道路交通騒音・振動の調査は押出公民館近く

の民家付近で実施する予定でございます。

続きまして③番でございます。「低周波音問題対応の手引き書」の低周波音に対する参照値は部屋の中で使うものであり、使い方が間違っている。部屋の中は室外-25dB として、発生源ではどれぐらいになるかはわかるので、予防原則の概念から先取りした評価を実施したらどうか。とのご指摘でございます。「低周波音問題対応の手引き書」によれば、物的苦情に関する測定場所は屋外、心身に係る苦情に関する測定場所は部屋の中となっています。このため、類似施設の周辺で低周波音を測定する場合は、屋外と屋内の両方で行うことといたします。また、同時に類似施設の周辺での低周波音による被害の発生の有無を、類似施設がある地方自治体に聴き取り調査で確認する考えでございます。

続いて④でございます。集じん器の原動機から低周波音が発生し、煙突からも低周波音影響があるので、類似事例で把握すべきである。とのご意見について、類似施設の周辺で低周波音の測定を行うことにしますが、低周波音の測定にあたっては、煙突単体にこだわらず、煙突を含む全施設からの低周波音を測定することといたします。

○事業者（上伊那広域連合 新谷）

資料2の16番水象に関して富樫委員より追加ご意見でございます。立地からみて、8ヘクタールの最終候補地内でも、基盤層が大きく変化する可能性があり、また、三峰川合流地点では局所的に粘土層を挟む可能性がある。周辺地盤環境への影響を検討する場合の重要なデータになるため、新山川寄りに1地点ボーリング調査地点を追加する必要がある。また、調査結果の記述にあたっては、ボーリングデータをもとに、最終候補地を通る代表地質断面図を示すこと。水象に関する調査としては、基本的な調査内容のひとつとして、ボーリング調査孔と既存の井戸を用いて地下水位一斉観測を行い、豊水期と渇水期における地下水位面分布を把握しておくことが必要であり、「地盤沈下」とも整合性を図ること。というご意見についてですが、資料3-3のボーリング調査・地下水位調査地点の図をご覧いただきたいと思います。西側の既存水源地でのボーリング調査を新山川右岸に変更し、西側の既存水源地2箇所（白△になりますが）既存井戸を実測いたしまして、基盤面の深さを推測し、新山川からもたらされる堆積物等の土層分布を含め候補地全体の土層の傾斜及び分布等を把握してまいります。調査結果の記述にあたっては、地形・地質項目の記載項目として、ボーリングデータをもとに、最終候補地を通る代表地質断面図を作成してまいります。

水象に関する調査としまして（黒▲となりますが）、ボーリング調査孔では1年間連続観測し、既存の井戸では月1回、年12回の調査を行い、豊水期と渇水期における地下水位を把握することとし、「地盤沈下」とも整合を図ってまいります。

資料2の17番水象に関して富樫委員より、水象の予測方法として、「定性的に予測する」という記述では曖昧で、何をどの程度まで予測するのがわかるように記述が必要である。また、予測地域・地点の説明として「揚水することによって影響が及ぶ範囲」としているが、その範囲をどのように設定するのが不明なのでわかるように記述を。「地盤沈下」とも整合性を図る必要がある。との追加のご意見についてですが、地下水位及び流れの速さの変化を予測してまいります。

現時点では、ごみピットの工事内容、掘削深度、揚水量等が不明ですので、このような表現になっておりますが、「定性的に予測する」を「水理公式に当てはめて影響を予測する。」に修正いたします。現時点で不明な点につきましては、準備書までに施設整備基本計画の中で検討してまいります。

資料2の19番地形・地質で富樫委員より地形地質として予測評価すべき項目は多数想定され、そのため、現地調査結果により、地形・地質に関する候補地の立地特性を分かり易く説明することは不可欠であると考えたとの追加ご意見。次の20番でも地形地質はこの地域の形成状況を把握するとともに、この地域がどういう所かの情報である。事業が地形地質に影響があるかどうかではなく、他の環境要素との関連を考えるべきである。また、ボーリング調査等で地質等を確認するとあるが、地形地質の項目がないと、どのように調査するのかがわからない。とのご意見についてですが、地形・地質を環境要素として追加しまして進めてまいります。

別紙資料3-4の地形・地質をご覧いただきたいと思います。地形地質につきましては、対象事業による地形・地質への工事及び存在・供用による影響を予測するために必要な事項について調査を行いまして、土地造成及び掘削工事による影響、並びに、地形改変及び建築物・工作物等の存在による地形・地質に係る環境影響を予測しまして、実行可能な範囲で回避又は低減されているか評価してまいります。

続きまして、別紙資料3-5の日本の活断層をご覧いただきたいと思います。資料2の20番での最終候補地周辺におきます活断層の合理的な資料を示しなさい。とのご意見についてでございます。

方法書に記載してあるほかに「日本の活断層」、「活断層詳細デジタルマップ」の二つの文献におきまして調査を行いました。「日本の活断層」では予定地周辺に活断層は無く、「活断層詳細デジタルマップ」では押出付近東側に黒い線の現時点では活断層とは明確に特定できない推定線がございますが、候補地に活断層は無い状況になっております。

資料2の21番土壌汚染、小澤委員より、ダイオキシン類の環境基準をクリアしていればよいのではなく、現況調査を行った上でできるだけ現状を悪化させないというような目標を設定する必要がある。とご意見についてですが、環境保全目標は、環境基準を基準としますが、現況を十分把握した上で現在の環境をできるだけ悪化させないという観点からも評価してまいります。

22番土壌汚染、小澤委員より、最終候補地としているエリアは水田を中心とした農用地の割合が大きく、事業実施区域以外の区域は農用地として変わらずそのまま使用されることとなると考えてよいか。また、焼却施設が稼動してからの影響があるかないかを知るためにも、類似施設周辺の重金属等のデータを事前に把握しておいたほうがよい。とご意見について、先進の例では、余熱等を利用した施設がございますが、現時点では、こうした施設を隣接して設置するか否かについて決まっております。

上伊那では、水銀の含まれるごみ、蛍光灯、乾電池、水銀体温計などは、可燃ごみや不燃物とは別に収集しており、処理対象物に含まれないこと、また、重金属類についても、処理対象物に含まれる量は微量であり、排ガス処理の過程で除去され、排ガス中に含まれることはほとんどなく、施設の稼動による影響はないと考えておりますが、類似施設周辺のデータについて把握に努めてまいります。

○コンサルタント（日本気象協会 木村）

続きまして26番動物、委員長からの御意見についてでございます。準備書段階に現地で調査が始まるので、その段階でオオタカが確認されたとすると調査範囲を広げてやらなければならない。

見解といたしまして、種の保存法に指定されている種の営巣の状況を、対象事業実施区域南側の山について、重心点から1kmの範囲を調査いたします。ということで、資料3-6をご覧ください。赤い斜線の範囲を調査対象と考えております。

資料2の28番の中村委員からのご意見です。動物について予備調査の取りまとめについて、基礎資料リストはマニュアルで一覧を載せることとあるので、省かないよう一般種について別に参考資料として付けるべきである。ということについてです。資料3-8をご覧ください。哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、魚類、昆虫類、底生動物、植物となっております。

それから、資料3-7の説明が漏れてしまいましたので、資料2の27番をご覧ください。200mの調査範囲の位置図が資料3-7の動植物調査範囲図でございます。破線のブルーの範囲が200mの調査範囲となります。

次に29番の動植物について、同じく中村委員からの追加ご意見でございます。事業予定地及びその周辺には、環境省レッドデータブック絶滅危惧Ⅱ類のミヤマシジミが食草としているコマツナギの生育が確認されているので、この種に絞って範囲を広げた調査を実施して欲しい。これにつきましては、ミヤマシジミとコマツナギの種に絞って、専門家と相談し必要な範囲について調査いたします。

資料2の30番花里委員からのご意見でございます。魚類の餌となる藻類は調査すべきである。同定の必要はなく、どこにどの程度でよいので、今回資料の事業者の考え方を考え直して欲しい。ということでございます。魚類の餌となる藻類の分布位置、分布量を調査範囲内で調査します。

続きまして34番景観について富樫委員からのご意見で、第1回会議の現地調査で感じたが、計画地に立ったときに天竜川西側の段丘面がとても良く見えた。距離的にはやや離れていますが、三峰川扇状地の眺望地点として竜西地区の段丘上も重要地点と思われる。たとえば伊那市の春日公園なども景観の調査地に加えることはできないか。というご意見でございます。天竜川以西は対象事業実施区域から4km以上離れています。調査範囲は、景観以外の他の項目でも、最大で対象事業実施区域から半径約4kmの範囲としていますので、天竜川以西は対象外としております。ご発言の春日公園や竜西地区の段丘上からの三峰川扇状地の景観につきましても、対象事業実施区域から距離がありますので、施設の存在による扇状地も含めた眺望の把握は困難と考えております。

35番触れ合い活動の場について陸委員からのご意見でございます。利用者がどう自然と触れ合っているかが重要であり、季節ごとに触れ合い活動の内容が違ってくるので、調査頻度1回では少ない。また、騒音だけでなく景観や動植物との関連も考慮して利用状況を調査してほしい。ということでございます。景観の調査時期に合わせて3季に各1回、利用が多いと想定される休日に、利用者から景観や動植物なども踏まえた利用状況調査を実施しまして、影響を予測いたします。

それから36番触れ合い活動の場としまして委員長からのご意見でございます。景観と触れ合い活動の場は非常に密接な関係がある。高遠城址公園からの景観は対象としながら、触れ合い活動の場では入れていない。高遠城跡公園からの景観は非常に大事で、触れ合い活動の場であるので、対象としたほうが良い。ということでございます。高遠城址公園は、春の観桜シーズンや秋の紅葉シーズンをはじめとしまして、多くの人々が触れ合い活動の場として訪れますが、対象事業実施区域から約4kmと離れた場所に位置しておりますので、本事業による影響はほとんどないと考えますが、高遠城址公園から眺望景観を楽しむ利用者がおられますので、これに対する影響予測を行うことといたします。

以上でございます。

○亀山委員長

それでは、今ご説明いただきました資料2と資料3につきまして、ご意見を申し上げます。

○梅崎委員

1の事業計画について、ここで示されました数値については事業の基本的なものですから準備書には、この数値を入れていただきたいと思います。それと、1日約160台のトラックということですが、たとえば、8時間で均しますと1時間あたり20台ということになりますが、通学時間、通学路等を考慮してその影響について考慮していただきたい。

もう一つ、これは専門外で片谷委員からお聞きした方がいいと思いますけれども、排ガスが95万m³ということですが、温度はどのようになっているのでしょうか。風向とか風力の調査はありますけれども、温度についての検討をしなくてもよいのでしょうか。

温度変化の影響についてです。まず、排ガスの温度はどの位ですか。

○事業者（上伊那広域連合 井上）

排ガスの温度は180℃から200℃位です。

○梅崎委員

温度が周囲に与える影響について評価しなくてもよいのでしょうか。

○事業者（上伊那広域連合 井上）

御懸念があるようでしたら、準備書で対応してまいりたいと思います。

○片谷委員

今の梅崎委員のご質問に関する追加のコメントでございます。当然ながら排ガスの温度とか風量というものは炉を設計する上で確定されるべき数値であります。それが決まりませんと大気の予測ができない。いわゆる有効煙突高という計算ができない。準備書段階では当然記載されるべきものと理解しておりますが、事業者さんの見解はそれでよろしいのでしょうか。

○事業者（上伊那広域連合 井上）

それでは方法書の6ページ、7ページをご覧いただきたいと思います。第1回目の技術委員会でも申し上げましたが、処理方式が最終的に決定するのは業者選定時になりますので、環境影響評価におきましては、複数程度に処理方式の絞り込みを行う予定でおりますので、環境に与える影響の大きい方のものを準備書に記載することを考えております。

○片谷委員

影響の一番大きくなる条件を想定するという事は、前回のときに確かにうかがいました。ですから、そのことは梅崎委員の質問に対する回答になっていると思いますが、分かりやすく言えば、温度は低い時の方が上にあがらないから一番温度が低くなるような処理方式の場合を計算に使う。たとえば、そういう話であるという理解でよろしいのでしょうか。

○コンサルタント（日本気象協会 木村）

基本的に今考えていますのは、排ガス量が一番大きくなっているものを考えています。確かに

温度の高低によりまして排ガスが上がる高さが変わりますので、排ガスの温度が低いと有効煙突高が低くなります。それと、同じ排ガス量、同じ排出濃度であっても当然濃度が高くなりますので、そういった点も考慮しながら検討を重ねていきたいと考えております。そして最終的には、準備書にまとめていきたいと考えています。

○亀山委員長

この件についてはいいですかね。

○片谷委員

前回申し上げるべきであったと思いますが、今回半径4 kmが予測評価の対象と設定されておりますが、一般的には4 kmより短い範囲でやっているケースもありまして、4 kmというのはある意味で十分と考えますが、どこまでの範囲を予測すればよいのかというのは、予測した結果を見なければわからない面があります。たとえば、4 km行った所でもかなりの環境影響が起こりうるというような結果が出た場合には、もっと遠くまで予測評価をしなければならないということもあり得るかと思えます。従いまして、4 kmというのは絶対的なものではなく、出てきた予測結果に基づいてフレキシブルに考えていくことも必要だと思えます。そういった配慮はしていただけるでしょうか。

○コンサルタント（日本気象協会 木村）

いずれにしても最大着地濃度地点が大きくずれて4 kmより越えるようであれば、4 kmで打ち切るというのは合理的ではございませんので、最大着地濃度が含まれることを担保しながら十分予測評価をしていきたいと考えております。

○片谷委員

確かに最大着地濃度が一番大きいキーになるのはご回答いただいたとおりです。ただ、一方で評価の段階では周辺の住民の方が住んでいらっしゃる場所、人家との分布との兼ね合いも出てきますので、単に最大着地濃度が4 kmにおさまっていればそれで全ていいということではなくて、そのすぐ外に人家がある場所もありますので、地理的状況を見ながら適切な予測評価になるように対応していただきたい。ということをお願いしておきたいと思えます。

○コンサルタント（日本気象協会 木村）

了解しました。そのように予測評価を進めてまいります。

○亀山委員長

これにつきましては、地域の方も非常に関心を持っておられますので、しっかりやっていただきたいと思えます。

○塩田委員

資料2の5ページの①に関する回答ですが、ここで、上の方の複合的な条件の場合には低周波音が発生しますと事業者が言っている訳です。ですが、単体運転あるいは通常運転の場合には、その

条件の下で発生するという事を言いたかったわけです。施設を設計するにあたっては、こういうことが分かっていますので、排ガスダクトのサポート位置とか換気ダクトのリブをきちんとやってバタバタしないようにするとか、あるいは必要な風量に対して必要以上の大きなファンを付けないとか、そういう形で低周波騒音が発生しないように万全の対策を講じるということは当然なんですけれども、ただ、100%それで防げるかという事とそういう事ではなくて、非常にレアケースではありますけれども低周波騒音が発生することも有り得るというふうに考えております。ですので、今ご指摘いただいたように、万が一発生した場合にどのような形で対応をとるかといったようなことを、準備書の中で記述していきたいと考えております。

○亀山委員長

今の回答が非常によく分かったと思いますので、というようにやっていただきたいと思います。よろしいですね。

○富樫委員

地形・地質を評価項目の中に入れていただいたということでありがとうございます。資料3-4「調査の内容と調査の目的」の所に、「対象事業による地形・地質への影響を予測するため」、というようになっていますけれども、地形・地質への影響を予測していただくのと同時に、「ならびに土地の安定性を予測するため」という内容を付け加えていただくと、調査の目的としてはよくなるかなと思います。いかがでしょうか。

○事業者（上伊那広域連合 井上）

そのように加えさせていただきたいと思います。

○亀山委員長

資料の3-6ですけれども、オオタカの関係ですが、種の保存法に指定されている鳥類営巣の調査範囲ということですが、南側に限って書かれていますけれども、グルット円にしても良いのではと思います。対岸は人が住んでおりあまり営巣はなさそうですが、どうしてこのように限らなければならなかったのですか。

○コンサルタント（日本気象協会 木村）

基本的にオオタカが問題になっていたかと思いますが、それと、住民の方等からの意見でも山の上の方で飛んでいるという情報がありましたので、南側の山際へ1kmという設定をさせていただきました。

○亀山委員長

今日は、中村委員が居られないんですけれども、こういう森林環境があるところでは必ずしもその中でなくても、周辺では人家のあるところに営巣することもありますし、可能性としてはないんですよね。だから、調査は大変だということは、営巣の確認ですから大変なことはありませんので、範囲としては取っておいたほうが安全ではないかと思います。

○コンサルタント（日本気象協会 木村）

わかりました。あの、営巣ということで1 kmと聞いていましたので、営巣といいますとアカマツとかそういった樹種帯を認識していたんですが、畑地や水田の中等でも・・・

○亀山委員長

畑や水田には営巣しませんけれど、農家の屋敷林等に作ったりすることはあるんです。ですから、片側に限定するという考え方は持たないほうがいいと思います。

○コンサルタント（日本気象協会 木村）

わかりました。それでは南側だけでなく、北側も同じように1 kmということで考えたいと思います。

○大塚委員

ただいまの件に関連しましてお願いがあります。今回の種の保存法に指定されている鳥類の関係でオオタカを想定されているんですが、一般的に調査範囲をぐるっと見渡せるということをお願いしたいと思います。営巣が何処にあるのかということも含めて、猛禽類の飛行がどういう状況にあるかということによって、いろいろな形がわかってくると思いますので、他の猛禽類も含めた中で観察をお願いします。本来この施行箇所自体に調査範囲が示されていないことがおかしなことだったと思いますが、たぶん営巣する場所がこの山の中に多いということが言える中で図示をされているのだと思いますが、実際には広い範囲で飛びますので、その辺を考慮し調査をお願いしたいと思います。

○亀山委員長

では、そういうことでよろしくお願いします。

○富樫委員

今回資料3-5として活断層の資料を付けていただいていますけれども、これについては、特別資料がどうだからどうだという説明がないわけで、それは準備書の中でされるのでしょうかけれども、あくまでもこれは既存の文献等に候補地を通る活断層の記載はないということだと思います。前にも話したかも知れませんが、既存の文献に無いから無いという結論ではないと思いますので、そのように是非お願いします。

○亀山委員長

記述は正確にしておいていただきたいと思います。

○片谷委員

これから現地調査、予測評価が進んでいき評価書案がまとめられるわけですがけれども、その段階で是非お願いしたいことは、できる限り記述は具体的にさせていただきたいということです。方法書に対しても、説明が曖昧であるというご指摘があったかと思うんですが、たとえば私の分野で言えば、大気予測の条件などは、できるだけ数字を使って定量的に説明をさせていただきたいと

ということです。これは分野によって書き方が違うわけですが、詳しく書けば書くだけ分厚くなってしまうんですが、公式の資料として今後のこともありますので、また、資料編に分けて書かれることもあるかと思うんですけれども、その辺は適宜ご判断いただいて結構なんです、全体としてはどこかに書いてある。ということは確保していただきたいということです。

それから、これは現在のアセスにはないことなので、非公式な要望になりますが、準備書ができなくなってから全部戻ってやり直してください。とは私どもとしてもなかなか言いにくいという実情があります。ですから、準備書を作成される段階で、もし事業者として迷われるような、あるいは疑問に思われることがあれば、事務局を通していただければ、我々もコメントすることは可能です。不安な点が残ったままで準備書を出してくることはできるだけ避けていただきたい。これは要望ということで申し上げておきたいと思います。

○亀山委員長

以前にも、方法書から準備書に行く段階でもありましたし、準備書の段階でもありましたので、適宜それはそのようにできると思っています。よろしくをお願いします。

では、資料4についても御説明いただいて、その後もう一度全体について御意見いただければと思いますので、資料4につきまして御説明をお願いします。

○事務局（自然保護課 村田）

それでは、資料4について事務局から御説明申し上げます。これは、今ほどの御議論をいただく以前の段階でまとめたものということで、御理解いただきたいと思えます。

資料4をお願いします。左から3列目に委員名と書いてありますけれども、これは御発言をいただいた委員の名前を記載しております。その次の発言要旨及び追加意見、これにつきましては委員の発言要旨と、その後追加意見を出されている場合には追加意見を記載してございます。その隣ですけれども、技術委員会意見（案）ということで、これにつきましては委員の御意見を事務局のほうでとりまとめたものでございます。一番右側ですけれども事業者の説明要旨、これにつきましては、先ほど事業者のほうから説明があったものを参考までに転記してあるというものでございます。

それでは順次、番号に沿って御説明を申し上げたいと思えます。

まず、1番ですけれども、これは全般的な御意見でございます。環境保全目標ということについて片谷委員、亀山委員長、小澤委員から御意見をいただいております。それを集約したものを申し上げます。「対象事業実施区域及びその周辺は、大半の項目において環境基準を大きく下回る地域であると考えられるので、現状を悪化させないことなどを環境保全目標とすること。」とまとめさせていただいております。

それから2番目ですけれども、これは住民不安を解消するために、リスクコミュニケーションは非常に重要ではないかという御意見をいただいております。それをまとめたものが、「環境影響評価の実施にあたっては、リスクコミュニケーションの観点から、科学的なデータを積極的に情報提供することにより、周辺住民が安心できるように配慮すること。」とまとめさせていただいております。

3番目、大気質についてですけれども、大気質の予測時期について片谷委員から御意見をいただいております。「観測時期は四季の特徴を把握した上で、各季を代表する時期を設定すること。」とまとめさせていただいております。

それから4番目ですけれども、低周波音の測定と予測評価、先ほどもちよっと御議論ありましたけれども、塩田先生のほうから御意見をいただいております。「低周波音の環境影響評価の実施にあたっては、発生源データの調査により予測を行うとともに、暗騒音と比較しながら現状に合うような評価方法を検討すること。」とまとめさせていただいております。

次に2ページですけれども、5番です。これは、洪水時の対応ということで、花里委員から御意見を頂戴しております。まとめとしては、「河川の氾濫により敷地内に浸水しない対策を検討すること。大雨や洪水により浸水した場合には、施設内の汚水が場外に流出することにより、周辺へ影響を及ぼすことがないよう対策を検討すること。」とまとめさせていただいております。

それから6番ですけれども、地下水調査の関係で、富樫委員から御意見を頂戴しております。まとめとしては、「水象の環境影響評価にあたっては、揚水により影響が及ぶ範囲を明確にし、地盤沈下への影響とも整合性を図ること。」とまとめさせていただいております。

それから7番ですけれども、地形・地質を評価項目とするようにということで、富樫委員から三つの意見をいただいております。それをまとめまして、「計画地は水害への懸念、掘削による影響、活断層への懸念、隣接する地すべり危険箇所への懸念等が想定されるため、地形・地質を環境影響評価の項目に追加すること。」とまとめさせていただいております。

それから3ページ目ですけれども、これからは動物や植物の調査範囲の関係で御意見を頂戴しております。8番、これは排ガスの影響の関係ですけれども、中村寛志委員から御意見を頂戴しております。それをまとめたものが、「排ガスの予測の結果、高濃度域が生じ動植物に影響を与えるようであれば、必要に応じて調査範囲を追加すること。」とまとめさせていただいております。

それから9番ですけれども、これは光害についての御意見でございます。中村寛志委員、亀山委員長から御意見を頂戴しております。それをまとめますと、「夜間照明による動植物への影響を極力低減するような施設配置、植栽等を検討すること。」とまとめさせていただいております。

10番ですけれども、これは特定の植物にということで、これは、中村寛志委員から追加意見をいただいております。それにつきましては、「ミヤマシジミ及びコマツナギについては、範囲を広げて生息及び生育状況の調査を行うこと。」とまとめさせていただいております。

その次、11番ですけれども、藻類の調査の関係で、花里委員から御意見を頂戴しております。「工事中の雨水等を放流するため三峰川の藻類について調査対象に含めること。」

次に12番、先ほども御意見がありましたけれども、猛禽類の調査範囲でございます。これについては中村寛志委員、亀山委員長、中村雅彦委員から御意見を頂戴しております。「『絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律』に指定されているクマタカ・オオタカ・イヌワシについて、1kmの範囲で営巣の確認調査を行い、確認された場合には、必要に応じて追加調査を行うこと。」とまとめさせていただいております。

その次に13番ですが、住民の方等から情報が寄せられた場合の対応ということで、中村雅彦委員から御意見を頂戴しております。「注目すべき動物類に関する情報の連絡先及びその情報に基づく確認体制を明確にしておくこと。」とまとめさせていただいております。

次に4ページですけれども、煙突の高さと景観との関係について、片谷委員、亀山委員長から御意見を頂戴しております。「煙突の高さを変更する可能性がある場合には、大気質・景観双方への影響を考慮し、複数ケースを想定した環境影響評価を実施すること。」とまとめさせていただいております。

それから15番ですが、これは触れ合い活動の場との関係ですけれども、調査頻度と方法について陸

委員から御意見を頂戴しております。「季節ごとに人と自然の触れ合い方が違うことを考慮し、調査頻度を見直すこと。また、調査は、景観や動植物とも関連させた実施を検討すること。」とまとめさせていただきます。

それから16番ですが、これは高遠城址公園の関係で、触れ合い活動の場ということで亀山委員長から御意見を頂戴しております。「触れ合い活動の場の調査地点について、高遠城址公園も対象地点に含めること。」とまとめさせていただきます。

以上16点を技術委員会の意見（案）としてまとめさせていただきました。説明は以上です。

○亀山委員長

そのほか、欠席委員からの意見が出ていましたら、それもついでに御議論したいと思います。よろしくをお願いします。

○事務局（自然保護課 村田）

今日欠席されている中村寛志委員から、先ほどのミヤマシジミとコマツナギの関係の御意見を頂戴しております。それは追加意見のほうにまとめさせていただきます。そのほか中村雅彦委員、野見山委員につきましては、それぞれの委員の発言の内容に関してのとりまとめについてはこれよろしい、という形で了承のお話を頂戴しております。

○亀山委員長

それでは、今の説明につきまして、御意見ございましたらお願いいたします。

この事業者の説明要旨というものを作るときに、資料4を作るときに、資料2をどういうふうになさったのですか。そっくりそのまま行っているわけではないですね。資料2に書かれているものから読み取りながら、資料4を作られた。ついでに聞きますと、資料4というのは事業者のほうで作られたのですか。

○事務局（自然保護課 村田）

資料4は、事務局のほうで作らせていただきました。意見の中で、修正意見、例えば表記が間違っているというような御意見もありますけれども、そういったものは特に技術委員会の意見としては挙げないという形で、それは事業者のほうも当然修正されるということが前提でございますので、それについては載っていません。あくまで、環境保全上の見地からの意見というものを拾い上げて、ここで整理させていただいているという状況でございます。

○亀山委員長

方法書の段階から準備書の、次の段階に向けて、事業者にやっていただきたいこととして整理されているということですね。それでは、これにつきましてお気づきの点がありましたら御指摘いただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

それから、今日いただいている意見もあるわけですので、これで全部というのではなくて、前回までのところがこうなっていますということですので、本日いただいたものにつきまして扱いにつきましてはあとで御相談させていただきますが、主として資料2を要約して説明資料としたものがこれですということで記載をされておりますが、これにつきまして御意見をいただきたいと思います。

○片谷委員

この技術委員会意見というところは簡潔的にまとめられていると思いますが、これが、このまま委員会の知事に対する答申になるのでしょうか。

○事務局（自然保護課 村田）

実際には、関係部局からの意見等もございませし、住民の皆さんからの意見もございませので、条例上は技術委員会からの意見を一番にですけれども、そのほかに、今回は関係市長の伊那市長からの意見はなくて要望ですが、意見が出ていればそれも斟酌してという形になるのですが、あと、住民の方の御意見も、今回の技術委員会意見のほかに拾い上げるものがあればそういったものも参考にしながら知事意見をこれから作っていくということになります。ですけれども一番は技術委員会の意見を重要視して知事意見に反映していくという形になると思います。

○片谷委員

了解しました。先ほど委員長が、今日出た意見もここに追加しておっしゃったのですけれども、少なくとも、私が今日新規で追加で申し上げたことと、先ほど最後の方で申し上げた件は、あくまでも要望ということで、環境保全上の見地からの技術的な意見ではございませので、ここにはあえて追加はしていただかなくても結構です。議事録には残りますので、私としては、もちろん、載っても構わないですけれども、特に載らなくても問題はないと考えております。

○塩田委員

先ほど私が説明した内容についても、この技術委員会の意見の中に集約されていると思いますので、改めてそういう文言はなくても良いので、考え方を聞いたということで判断していただければと思います。

○大塚委員

13番の、中村委員のほうからの要望で出た件なのですが、技術委員会意見として「注目すべき動物類に関する情報の連絡先及びその情報に基づく確認体制を明確にしておくこと。」ということで、こういった要望は今まであまりなかったと思うのですが、これが意見として取り上げられるとすれば、最初に出たのは猛禽類の関係だったと思うのですが、こういった意見を入れるとすればですね、注目すべき動物類とありますが、植物でも何か出てくる可能性もありますので、できれば動植物類という形でまとめていただければと感じます。

○亀山委員長

これは、文章的にいうと分かりにくいのですが、注目すべき動植物を、誰が情報を得たときにどういうふうな連絡先のことを想定しているのか、ちょっと分かりにくいですよね。もう少し分かりやすくしたほうが良いと思いますけれども。

○大塚委員

そうですね、実際にはこれからしっかり調査をしていただいて、それに対する予測等も準備書の段

階ではなっていくかと思うのですが、たぶん住民の方から、こんなものがあるよという情報が来た場合への対応ということなのです。

○亀山委員長

そういうことで言っているのだから、調査をしていれば当然、調査しているほうとしては、注目すべき動植物に関する、あったら、新たな情報が得られるかもしれないわけですよね。それは当然準備書の中に出てくるわけだから。それ以外のことを言っているわけですよね。ですから、それが分かるようにしておいたほうがいいと思います。誤解されると、準備書段階の調査の中で色々なものが出てきたらその都度何かするみたいな感じにとられると、非常にややこしい話になりますから。よろしいですね。

ということで、文章的にはもう少しきちんと分かりやすくしておいていただこうと思います。

それから、12番のオオタカなのですが、事業者の説明要旨で、先ほども書いてあったのですが、ちょっと気にはなりますので、「オオタカのいる樹種アカマツが少ないので」と書いてありますけれども、オオタカはアカマツに営巣するだけではありませんので、あの辺りだとモミもありますしスギにも営巣しますし、いろんなものに営巣すると思うのですが、この表現の仕方はかえって何か非常に限定的にもものを見ているととられるので、直したほうがよいかと思います。先ほどのほうにも戻ってなのですけれども。

他に御意見ございませんか、特にございませんようでしたら、この方法書についての意見は御確認いただいたということでございますので、資料4の「意見等集約表」を整理するわけでございますが、本日いただいた意見を加えたり、それから修正すべきところも色々ございましたのでそれを修正したものを、事務局から各委員に電子メールか郵送でお送りして、内容を確認していただきたいと思えます。そこで修正を行った後に、最終的に私のほうで確認させていただいて、県知事に提出する技術委員会意見を確定させたいと思えますけれども、そのような格好でよろしいでしょうか。

では、そのようにさせていただきます。確定した際には、委員の皆さんに御報告申し上げますので、よろしく願いいたします。

今後の手続につきまして、事務局から説明をお願いします。

○事務局（自然保護課 村田）

それでは事務局から、今後の手続について申し上げます。技術委員会意見の確定までの手続は、今委員長がおっしゃったとおりです。その後の手続ですけれども、技術委員会意見が確定されますと、委員長名で県知事あてに御意見を提出していただくということになります。先ほども少し出ていましたけれども、知事は技術委員会の意見と伊那市長の要望について勘案し、住民の皆さんの意見に配慮して、事業者知事意見を述べるということになります。この知事意見については、県のホームページにも公表いたします。

それから事業者は、知事意見を勘案して、それから住民の皆さんからの意見も事業者のほうに提出されていますので、そういった意見を配慮して、方法書の見直しをしていただいたうえで調査、予測、評価を実施して、調査結果や保全対策などを記載した準備書の作成へと手続を進めることになるということでございます。

以上でございます。

○亀山委員長

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問ございますでしょうか。

特に御発言もないようですので、議事（１）につきましてはここで終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

4 議事（２）

続きまして、議事（２）の「その他」ですけれども、事務局から何かございましたらお願いします。

○事務局（自然保護課 村田）

その他について、事務局からお願いします。

今後想定される案件について申し上げます。方法書をご審議いただいた長野広域連合が、現在「Aごみ焼却施設建設に係る準備書（案）」を作成中でございます。たまたまごみ処理広域化計画を見直していることもありまして、作業が少し遅れておりまして、7月頃までには準備書が提出される見込みとなっております。

今後の日程につきましては、準備書の作成の状況を見ながら日程を調整させていただいて、御審議をしていただくような形をお願いしたいと考えております。事務局からは以上です。

○亀山委員長

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問等ございますでしょうか。

それでは、全体を通しまして、何か御意見ございましたら御発言ください。

○富樫委員

今の手続の話にもありましたけれども、基本的に方法書でこういうふうに技術委員会にかけて、また色々な意見をいただいて見直しを行って実際に準備書作成に至るということになると、例えば、今、これは方法書になっていますけれども、これは方法書（案）としたほうがいいのではないかと感じるのですけれども、その辺りはいかがなのでしょう。

○亀山委員長

確におっしゃられるように、準備書はそうなっているのですよね、準備書の段階は言われたようになっていて、書き直してちゃんとものが出来てくるのだけれど、方法書はそういうふうに、制度的になっていないのですよね。そういう点では少し、制度的に改める必要があるかもしれません。事務局の方から御意見をお願いします。

○事務局（自然保護課 村田）

実際には富樫委員がおっしゃるのように、方法書というのは非常に未熟な部分があつて、こういった技術委員会の御意見をいただいて、追加とかしてもらつて、あるいは修正点等が出てくるわけなのですけれども、マニュアルなどもそうなのですけれども、方法書というのは、要するに未熟でもいいというようなことなのです。ある意味では、事業者がこういう形で調査、予測、評価をしていき

いのだというような形で出してくるのですけれども、準備書はしっかりしていなければいけないのですが、方法書についてはある程度未完成な部分というものもやむを得ないかなという部分もございます。そのために、こういった技術委員会もございますし、住民の皆さんからの意見を頂戴するという制度もございますし、それから知事意見あるいは市町村長の意見などを参考にしながら意見をお出しして、修正をしていただいて準備書に結び付けていく。準備書段階になれば、その段階で、方法書からの修正点というものも準備書に明らかにさせていただくようになりますので、そういう意味では、そういった(案)的などころもあるのですけれども、方法書というものは一応これで完成していると。そして、準備書段階でさらにそれをしっかりさせていって方法書に盛り込まれていない内容についても追加で、当然、御意見出ていますので、そういったものもしていただいて整理していく、それから、今回の上伊那広域連合の場合には施設設計が十分できていない部分がありますので、そういったものも今後しっかりしていく中で、準備書にそういったものも盛り込んで充実させていくということで、お願いできればと考えております。

○亀山委員長

要は、(案)みたいなものなので、これに対しての修正点はいろいろご指摘いただいて、整理していただいたわけですが、それは準備書の冒頭のところに入れていただくようにしてあって、そこで、(案)でない方法書は実はこうだったのですよとなる。という説明でしたが、いかがですか。

少し、ややこしいのですが。

○富樫委員

状況は分かるのですが、例えば、こんなに立派にできていると、他の事業とか他県とか、そういうところがこれを一つの参考として同じようなものを作られるかもしれない、そういうときに方法書となっていると、これでいいのだということになってしまうところが出てこないかな、というところにちょっと心配がありました。

○亀山委員長

ありがとうございました。はい、どうぞ。

○片谷委員

今、富樫委員がおっしゃったことは大変重要な点を含んでいると思います。例えば、今日配布されました資料3-1から3-7というのは、本来は方法書の中に入っていなければいけないものだと思います。しかし、先に製本されていますから、別枠になっていて、会議資料としては残りますけれども、アセス図書としてはこの製本されているほうが残ります。他の自治体から照会があった場合に、これだけ行って資料3は行かないということがありますと現実と不整合が発生しますので、そういうところは事務局で工夫していただいて、委員会に出たこの資料も正式な図書の一部としてくっつけておけるような方法、別に製本し直す必要はないとは思いますが、考えていただいたほうがいいかなという気はいたします。実際に、方法書の後に、計画書だったかな、そういう名前の図書をもう一つ作っている自治体も、あることはあります。二重に製本することがコスト的に見ていいかどうか、あるいは紙資源の問題としていいかどうかという問題はありますので、紙の無駄やコストの無駄を発生しないで記録はきちんと残る方法を事務局で検討いただくのがいいのではないかと、と思います。

○亀山委員長

方法書修正版だとか、あるいは修正部分を明確にしたものを後でつけるとか、そういうやり方はありますよね。今後検討していただきたいと思います。

5 閉 会

他に御発言がないようならば、以上をもちまして議事を終わらせていただきます。御協力ありがとうございました。

○事務局（自然保護課 宮坂）

本日の技術委員会会議はこれで終了となります。どうもありがとうございました。